

自治会連合会定例会（9月）



浦安市自治会連合会
URAYASU FEDERATION OF LOCAL COMMUNITY ASSOCIATIONS

浦安市民憲章

豊かな伝統と美しい人情に恵まれた浦安市民は互いに手を取りあい、やすらぎのある緑と健康の海浜都市をめざす全市民の願いをこめてこの市民憲章を定めます。

1. 近隣を大切にし、思いやりのあるあたたかいまちにしましょう。
1. 自然を大切にし、緑あふれる明るいまちにしましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化を育てうるおいのあるまちにしましょう。
1. 勤労を尊び、健康で若さあふれるまちにしましょう。
1. 善意を尊び、笑顔といたわりで心のふれあいまちにしましょう。

(昭和56年4月1日制定)

浦安市民の歌(海と緑のまち)

山本詳子 作詩 いすみたく 作曲
岩谷時子 補作 親泊正昇 編曲

一、 希望の虹を 明るく架けて

清く流れる 境川よ

海辺のまちの 歴史を長く

伝えておくれ とこしえまで

今おおきく 羽ばたくまち

新しいふるさと みんなの浦安

二、 明日の夢を 語る二人に

緑あふれる 並木路よ

小鳥が歌う 枝に花咲く

青春の幸せ まちの栄え

今かわそつ 愛の言葉

自然のふるさと みんなの浦安

三、 世界へつづく 青い海原

海の香りは さわやかだよ

あなたも君も まちで暮らして

いつも心は 一つなのさ

今ここには 未来がある

伸びゆくふるさと みんなの浦安

自治会連合会定例会

- 1) 浦安市自治会連合会表彰被表彰者の推薦について
- 2) その他
 - ・自治会長の照会について
 - ・自治会運営費補助金に関する問い合わせについて [地域振興課] 別紙

浦安市自治会連合会表彰被表彰者の推薦について

自治会活動の発展に寄与された方々を表彰するため、浦安市自治会連合会表彰規程に基づき、各自治会において推薦書を事務局へご提出ください。

- 1 提出書類
表彰推薦書
- 2 回答期限
令和2年10月9日(金)
- 3 回答方法
提出書類を事務局へご持参又は、郵送、FAX、E-mailにて提出ください。

※なお、自治会長の退任者（前自治会長）については、事務局で把握していますので、推薦は不要です。

前自治会長の他に、推薦者がいない場合は、推薦書の被推薦者氏名に「該当者なし」と記入し、提出をお願いします。

<提出先・問い合わせ先> 自治会連合会事務局
〒279-8501 浦安市猫実1-1-1
浦安市役所地域振興課内
電話：047-712-6246
FAX：047-351-8600
E-mail：chiikinet@city.urayasu.lg.jp

浦安市自治会連合会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、浦安市自治会連合会（以下「連合会という。」）の行う表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰の形態)

第2条 表彰は、連合会会長及び市長が行う。

(表彰)

第3条 表彰は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 連合会会長・副会長・幹事・会計監査及び会計・庶務の職を退職した者。
- (2) 各地区の自治会会長を退職した者。
- (3) 副会長又は会計の職を勤続2年以上で退職した者。但し、副会長及び会計の職にある期間を通算した場合における勤続期間が2年以上となる者を含む。
- (4) 班長以上の役員の勤続期間が5年以上となる者。以後5年ごとに同様とする。
- (5) その他特に、連合会会長が表彰することが適当であると認めた者。

2 前項第1号から第3号までに規程する「退職した者」とは、前年度中に退職した者をいう。

(表彰の授与)

第4条 表彰は、次の各号によって行う。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに該当する者については、感謝状と記念品の授与によりこれを行う。
- (2) 前条第1項第4号及び第5号に該当する者については、表彰状と記念品の授与によりこれを行う。

(選考及び決定)

第5条 本規程により表彰が要すると認められる者があるときは、表彰推薦書（別紙様式）を推薦者（各地区会長及び事務局）が作成し、連合会会長へ提出しなければならない。

(勤続年数の計算)

第6条 第3条第1項第3号及び第4号に該当する者の勤続年数は、次の各号により計算する。

- (1) 第3条第1項第3号に該当する者の勤続年数は、就任した日の属する月から起算して、退職した日の属する月までをもって算出する。
- (2) 第3条第1項第4号に該当する者の勤続年数は、就任した日の属する月から起算して、当該各号に定める期間の満了となる日の属する月までをもって算出する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

自治会長の照会について

毎年各自治会長の連絡先を自治会連合会用務のために収集し、管理しておりますが、皆様から照会の連絡をいただき、他自治会の会長の連絡先を事務局でお伝えする場合は限定しており、今年度も引き続き、以下のとおり対応を行います。

- ①次頁申請書をご記入いただき、地域振興課の窓口において申請を受付。
- ②申請書の内容を確認の上、その場で、該当自治会長の連絡先を交付する。

《利用目的》

- ・自治会同士の相互協力体制構築のため
（例）自治会まつり、防災訓練の案内や招待のため
地区ごとの会議開催のため
情報共有のため

など

また、自治会長以外の方（窓口等）への情報提供に関することは以下のとおりです。

- ・市や他の官公署が各々の業務で市内自治会等との連絡、調整が必要な場合
- ・公共事業またはそれに準ずる事業等にかかる地元協議、説明が必要な場合
- ・不動産売買に伴う自治会加入促進のための挨拶及び情報収集のため
- ・その他、必要と認められるもの（上記以外の事由については、事前に意向を確認させていただく場合があります。）

※電話での照会は受付けていません。

課長	課長補佐	係長	係

自治会会長照会申請兼宣誓書

令和 年 月 日

浦安市自治会連合会長 様
(事務局 地域振興課)

申請者： 名称(会社名等)
住所(所在地)
電話番号
代表者名
担当者名

下記のとおり、自治会会長照会を申請します。
なお、照会いただく内容は、個人情報に関して適用される法令、規範を遵守し、以下の事項を誓約します。

1. 提供を受けた個人情報については厳正な管理を行い、申請した目的以外には使用しません。
2. 目的を終えた個人情報は速やかにシュレッター等の復元できない形で処理を行います。

署名 _____

(法人にあっては、来庁者が署名すること。)

記

1. 自治会名	
2. 目的(工事名等)	
3. 目的の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4. 目的の住所	
5. 添付書類	①通知文等 ②位置図 ③その他照会に必要な書類